

「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例」
に基づく特定事業の手引き

令和6年4月

神戸市

【令和2年11月1日】制定

【令和3年4月1日】改正（土壌汚染対策法施行規則の改正による土壌安全基準の改正、申請書等の押印廃止、組織改正による関係部局の改正等）

【令和3年6月1日】改定（事前協議に係る提出書類一覧表の追加）

【令和4年4月1日】改定（組織改正による関係部局の改正等）

【令和5年4月10日】改定（変更許可に係る土地所有者からの同意の取得範囲、譲受け時の譲り渡しを行う者から預託された保証金の取扱いおよび塩化ビニリデンの別名について追記、組織改正による担当部局の改正等）

【令和5年5月1日】改定（関係法令等の所管課の修正）

【令和6年4月1日】改定（条例改正に伴う改定）

目 次

1. 特定事業とは	1
図1 特定事業の対象となる要件	2
2. 土壌安全基準に適合しない土砂埋立て等の禁止	3
表1 土壌安全基準	3
表2 特定事業とその他土砂埋立て等に関する条例上の規定（比較）	5
3. 土砂搬入禁止区域の指定	7
4. 特定事業の許可	7
表3 許可を要しない特定事業	8
5. 特定事業の事務の流れ	10
6. 許可申請までの手続等	11
(1) 土砂埋立て相談	11
(2) 事前協議	11
表4 事前協議に係る提出書類	12
表5 関係法令等の適用状況等	13
(3) 説明会の開催	20
(4) 環境影響調査	21
(5) 保証金の預託	22
(6) 特定事業許可申請	23
(7) 許可の基準	24
(8) 許可後	26
① 土砂等搬入届 ② 搬入搬出管理簿の作成 ③ 標識の掲示等	
④ 搬入土砂の検査・報告 ⑤ 水質調査 ⑥ 申請書等の公開	
表6 水質基準	29
(9) 完了届	30
(10) 変更許可	30
(11) 変更届	31
(12) 譲受け	31
(13) 相続等	32
(14) 廃止届	32
7. その他	32
(1) 関係書類等の保存	32
(2) 改善勧告・措置命令	32
(3) 報告聴取・立入検査	33
(4) 公表等	33
(5) 罰則	33

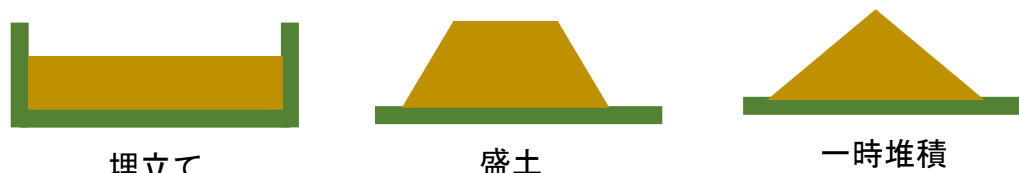
はじめに

この手引きは「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（令和2年6月条例第10号）」（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「規則」という。）に基づく土砂等による埋立て、盛土その他の土地への堆積行為（土砂埋立て等）に係る規制と特定事業の許可に関する手続きについてまとめたものです。

1. 特定事業とは（条例第2条第2項）

土砂埋立て等の用に供する区域以外の場所から採取された土砂等による土砂埋立て等を行う事業であって、土砂埋立て等の用に供する区域の面積が1,000㎡以上であり、かつ、土砂埋立て等の用に供する区域における土砂埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立て等によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が1mを超えるものをいいます（図1参照）。一時的に土砂等を仮置きする場合も含まれますので注意してください。

- ① 「土砂埋立て等」とは、土砂等による埋立て、盛土その他の土地への堆積を行う行為をいいます。（条例第2条第1項）



- ② 「土砂埋立て等の用に供する区域」とは、土砂等による埋立て、盛土その他の土地への堆積を行う区域をいいます。布団かご、擁壁など盛土と一体となった構造物はその面積に含み、盛土等の区域外の事務所、搬入路、水路等はその面積には含みません。

（注意事項）

土砂埋立て等を現に行っているとき、又は行った後1年以内に、当該土砂埋立て等の用に供した区域に隣接又は近接する土地において、

ア． 当該土砂埋立て等を行っている者、又は行った者と同一の者が、土砂埋立て等を行うとき、又は行ったとき

イ． 土砂埋立て等を行う者は異なるが、当該土砂埋立ての用に供した区域の土地所有者と当該隣接又は近接する土地所有者が同一である場合

には、同一の土砂埋立て等とみなして、特定事業に該当するか否かを判断します。

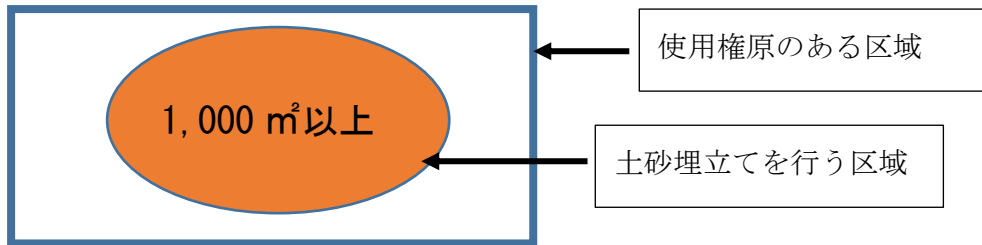
○特定事業（又は一時堆積事業）に該当しない場合

- ・製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料の堆積を行う行為。ただし、搬入土砂を分級・洗浄等し、分級・洗浄済の土砂を出荷する場合は、製品の製造・加工等とはみなしません。
- ・宅地造成等の事業で、その区域内での切土量と盛土量のバランスをとり、区域外からの搬入がない場合

図1 特定事業の対象となる条件

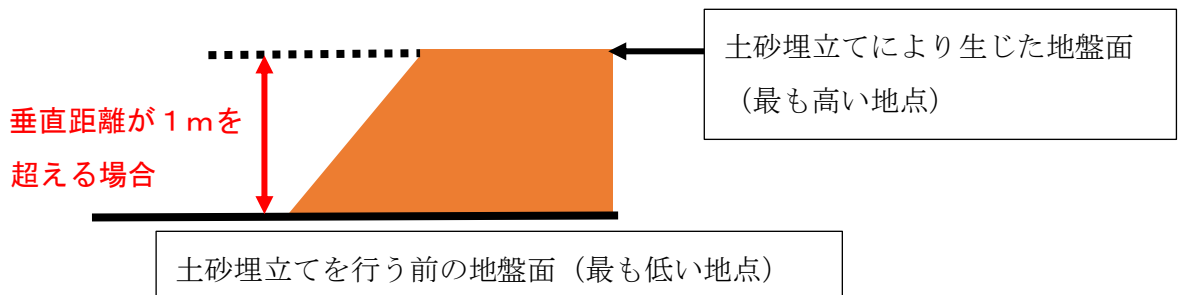
次のア、イのいずれの条件も満たす場合に特定事業の許可が必要です。

ア. 土砂埋立て等に従事する区域の面積が1,000 m²以上

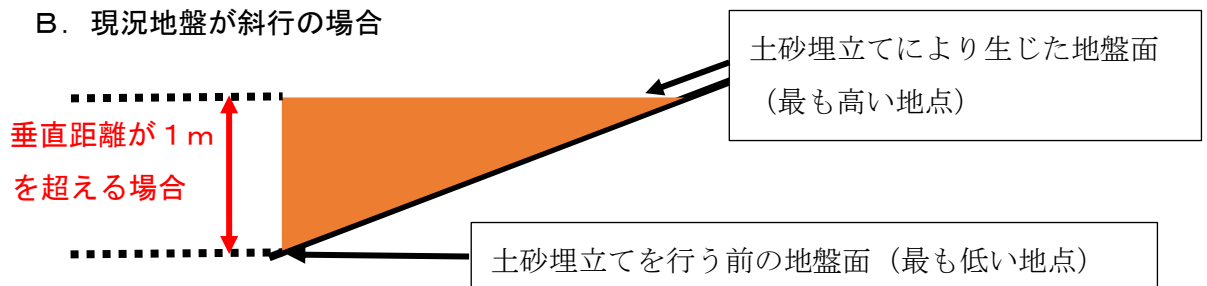


イ. 土砂埋立て等の内容が次のいずれかに該当する場合

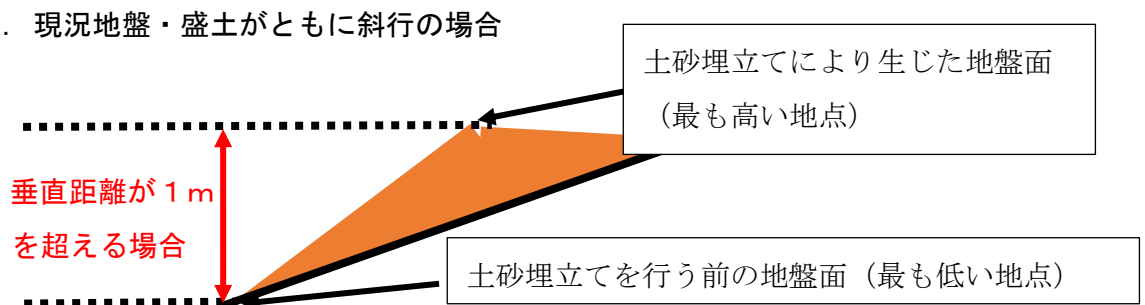
A. 現況地盤が平行の場合



B. 現況地盤が斜行の場合



C. 現況地盤・盛土がともに斜行の場合



D. 既設建物を埋め戻した場合等



2. 土壌安全基準に適合しない土砂埋立て等の禁止（条例第7条）

土壌安全基準（規則第2条）（表1参照）に適合しない土砂埋立て等は、特定事業に該当しない土砂埋立て等であっても、条例第7条により禁止されています。

また、特定事業に該当しない土砂埋立て等でも立入検査や調査命令、措置命令、公表の対象となります。（表2参照）

ただし、生活環境の保全上必要な措置が図られている次の土砂埋立て等には、土壌安全基準は適用されません（規則第3条）。

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する許可を受けた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場において行う土砂埋立て等
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する許可を受けた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イ又はハに掲げる産業廃棄物の最終処分場において行う土砂埋立て等
- ③ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第1項、第4項又は第5項の規定により実施する汚染の除去等の措置として行う土砂埋立て等
- ④ 土壌汚染対策法第12条第1項に規定する届出に基づき行う土地の形質の変更として行う土砂埋立て等

表 1 【規則別表第 1 土壌安全基準】

土砂等に含まれる物質	基 準	
	土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量	土砂等に含まれる物質の量
カドミウム及びその化合物	検液 1 リットルにつきカドミウム 0.003 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつきカドミウム 45 ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	検液 1 リットルにつき六価クロム 0.05 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつき六価クロム 250 ミリグラム以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。	—
シマジン又は CAT	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下であること。	—
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌 1 キログラムにつき遊離シアン 50 ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ又はベンチオカーブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。	—
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。	—
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下であること。	—
1, 1-ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下であること。	—
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下であること。	—
1, 3-ジクロロプロペン（別名 D-D）	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。	—
ジクロロメタン（別名塩化メチレン）	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。	—
水銀及びその化合物	検液 1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壌 1 キログラムにつき水銀 15 ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	検液 1 リットルにつきセレン 0.01 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつきセレン 150 ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。	—
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。	—

1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006 ミリグラム以下であること。	—
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下であること。	—
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛 0.01ミリグラム以下である こと。	土壌1キログラムにつき鉛 150ミリグラム以下である こと。
砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素 0.01ミリグラム以下である こと。	土壌1キログラムにつき砒 素150ミリグラム以下であ ること。
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素 0.8ミリグラム以下であるこ と。	土壌1キログラムにつきフ ッ素4,000ミリグラム以下 であること。
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下であること。	—
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素 1ミリグラム以下であるこ と。	土壌1キログラムにつきほ う素4,000ミリグラム以下 であること。
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検液中に検出されないこと。	—
有機りん化合物（パラチオン、メチル パラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検液中に検出されないこと。	—
ダイオキシン類	—	土壌1グラムにつき1,000 ピコグラム-TEQ以下で あること。

備考 1 測定方法は、市長が定める測定方法によること。

2 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条
第1項に規定するダイオキシン類をいう。

3 ダイオキシン類に係る値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性
に換算した値とする。

4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

表2 特定事業とその他土砂埋立て等に関する条例上の規定（比較）

項目		特定事業以外の 土砂埋立て等	特定事業
条例第8条 許可の要・不要		不要	必要 (許可不要の事業あり※1)
規制の 基準	第7条第1項 土壌安全基準	適用する（適用されない土砂埋立てあり※2）	
	第15条第1項 許可の基準	—	適用する（基準の一部を適用しない事業あり※3）
命令等 の対象	第7条第2項（土壌安全基準） 土砂埋立て等の停止、調査命令	対象となる（適用されない土砂埋立て等あり※2）	
	第7条第4項（土壌安全基準） 現状の保全及び措置命令	対象となる（適用されない土砂埋立て等あり※2）	
	第28条 改善勧告(許可基準全般) 適正な土砂埋立て等の実施確保のための勧告	—	[許可を受けたもの] 対象となる
	第29条第1項 措置命令(生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去)	—	[許可を受けたもの] 対象となる
	第29条第2項 措置命令（無許可（変更許可を含む。）で特定事業を行った場合の措置命令	対象となる	
	第29条第3項 措置命令（水質基準違反、特定事業の終了・完了時の措置命令（生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去）	—	[許可を受けたもの] 対象となる
	第30条第3項 措置命令（生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去）許可取消し時の義務違反に対する措置命令	—	[許可を受けたもの] 対象となる
	第30条 許可の取消し	—	[許可を受けたもの] 対象となる
	第41条 立入検査	対象となる	
	第42条 公表	対象となる	

※1 国、地方公共団体が行う事業、土地改良事業等

※2 管理型及び遮断型最終処分場等

※3 都市計画法（昭和43年法律第100号）の許可を受けた事業は、景観の保全に係る基準は適用しない（条例第15条第2項、規則第10条）。

3. 土砂搬入禁止区域の指定（条例第 37 条）

土砂埋立て等の区域（当該区域の面積が 1,000 m²未満のものを除く。）及びその周辺区域において、土砂埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、必要があると認めるときは、当該土砂埋立て等の区域及びその周辺区域を、6 月以内の期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域として指定する場合があります。

また、現地の状況により再度指定する場合があります。

4. 特定事業の許可（条例第 8 条）

特定事業を行おうとする者は、あらかじめ許可を受ける必要があります。ただし、以下に該当する場合は不要です。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（規則第 4 条第 1 項）が行う規則で定める事業（規則第 4 条第 2 項）（表 3 参照）② 災害復旧のために必要な応急措置として行う事業③ その他規則で定める土砂埋立て等の事業（規則第 4 条第 3 項）<ul style="list-style-type: none">ア 規則第 3 条に規定する生活環境の保全上必要な措置が図られている土砂埋立て等イ 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業ウ 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業エ 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 2 条第 1 項に規定する市街地再開発事業オ 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項第 8 号に規定する野積場カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定する許可を受けた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 14 号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場キ 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 20 条第 1 項に規定する民間都市再生事業計画の認定による事業 |
|---|

なお、国、地方公共団体が行う事業については、工事施工者が民間工事業者であっても発注者が国、地方公共団体で仕様書等に土砂埋立て等（一時堆積を含む）が位置づけられている場合は、特定事業の許可は不要です。ただし、残土受入業者等が公共工事からの発生土を受け入れて土砂埋立て等を行う場合は、許可対象となります。

表3 許可を要しない特定事業

(許可不要となる公共的団体)

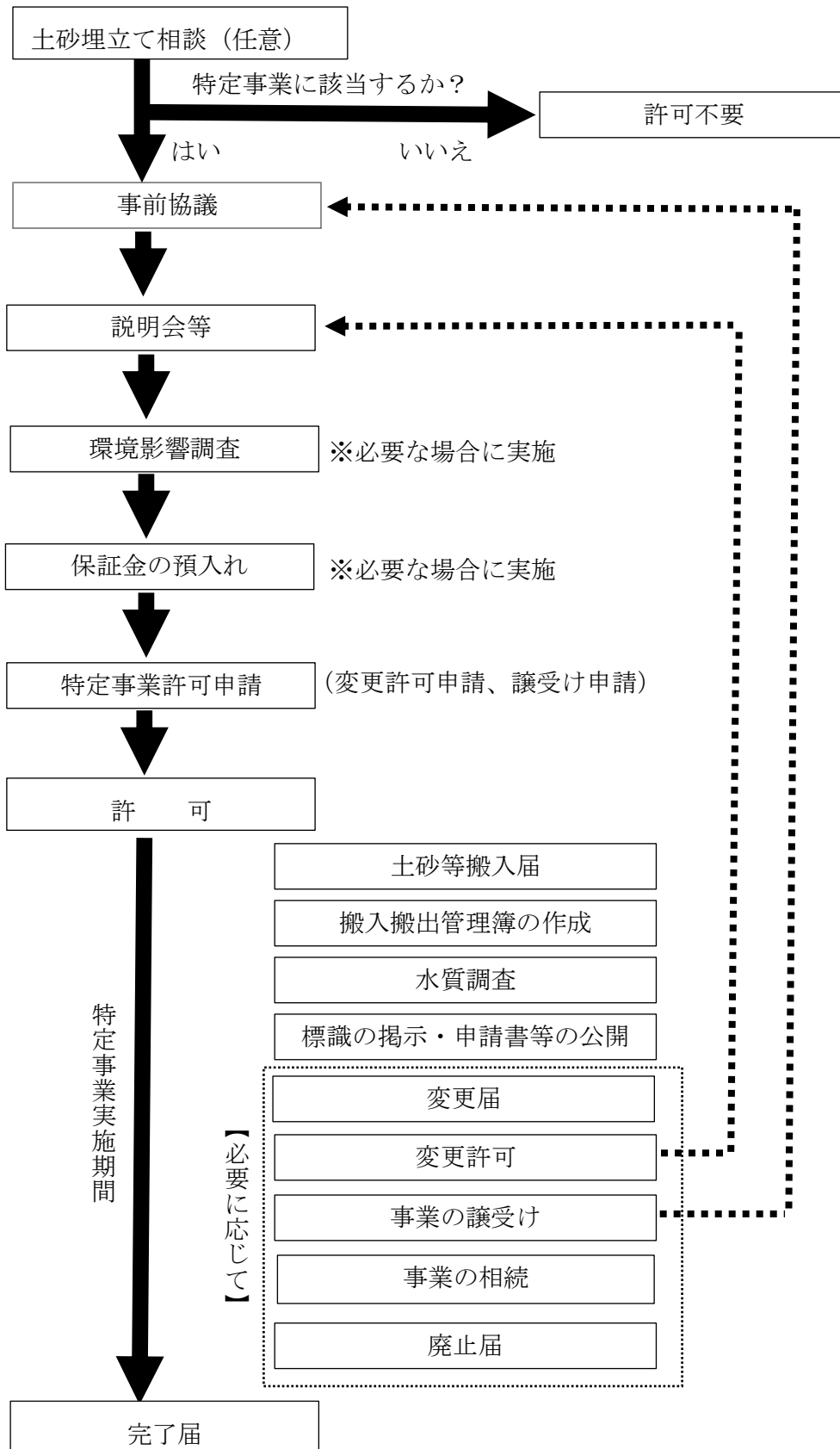
- (1) 地方住宅供給公社
- (2) 独立行政法人空港周辺整備機構
- (3) 地方道路公社
- (4) 日本下水道事業団
- (5) 土地開発公社
- (6) 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- (7) 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
- (8) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (9) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (10) 独立行政法人労働者健康安全機構
- (11) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (12) 独立行政法人水資源機構
- (13) 独立行政法人都市再生機構

(許可不要となる特定事業)

- (1) 国又は地方公共団体が行う事業
- (2) 地方住宅供給公社が、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第21条第3項に規定する業務として行う事業
- (3) 独立行政法人空港周辺整備機構が、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）第28条各項に規定する業務として行う事業
- (4) 地方道路公社が、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第21条第1項から第3項までに規定する業務として行う事業
- (5) 日本下水道事業団が、日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）第26条第1項に規定する業務として行う事業
- (6) 土地開発公社が、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第17条第1項又は第2項に規定する業務として行う事業
- (7) 国立研究開発法人森林研究・整備機構が、国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）附則第6条第1項又は第8条第1項に規定する業務として行う事業

- (8) 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成 14 年法律第 94 号）第 11 条第 1 項に規定する業務として行う事業
- (9) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成 14 年法律第 147 号）第 15 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 5 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する業務として行う事業
- (10) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成 14 年法律第 165 号）第 11 条第 1 項に規定する職業能力開発業務として行う事業
- (11) 独立行政法人労働者健康安全機構が、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成 14 年法律第 171 号）第 12 条第 1 項に規定する業務として行う事業
- (12) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成 14 年法律第 180 号）第 13 条第 1 項又は第 3 項に規定する業務として行う事業
- (13) 独立行政法人水資源機構が、独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号）第 12 条第 1 項又は第 2 項に規定する業務として行う事業
- (14) 独立行政法人都市再生機構が、独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 11 条第 1 項から第 3 項まで又は附則第 12 条第 1 項に規定する業務として行う事業

5. 特定事業の事務の流れ



6. 許可申請までの手続等

(1) 土砂埋立て相談（任意）

計画している土砂埋立て事業（一時堆積事業を含む）が、特定事業に該当するかどうか不明な場合、その他事前協議に入る前に確認したい事項等がある場合は、あらかじめご相談ください。（市ホームページに参考様式を掲載しています。）

ご相談の際は、事業区域（土砂埋立て等の用に供する区域）の面積、事業前の地盤面の最も低い地点と事業後の最も高い地点との垂直距離、事業区域外からの土砂搬入の有無等が分かる書類や図面（計画図等）をご用意ください。

特に、盛土量と切土量が拮抗する場合には、断面図の平均断面等から計算した特定事業に使用する土砂量のほか、事業区域に建築物や道路、側溝等を設ける場合には、これらの設置による土砂の搬出量を含め、できる限り正確に土砂量の計算をしてください。

相談の結果、特定事業に該当しない場合であっても、土壌安全基準に適合しない土砂等を使用した土砂埋立て等は禁止されます。（条例第7条）

(2) 事前協議（条例第9条）

特定事業の許可申請書を提出する前に、条例第9条第1項に基づく事前協議書（様式第1号）に、必要書類（規則第5条第3項）を添付し、提出してください。（表4参照）

なお、他法令等に基づく許可等が必要な場合には、原則その許可等を先に取得してください。（表5参照）

① 事前協議書

ア 許可を受けようとする者

許可を受けようとする者とは、特定事業に関する規制内容のすべてに責任を負う者をいいます。

特定事業の許可を受けようとする者の住所、氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称等及び代表者氏名）、連絡先を記載してください。記載の際は、住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）と一致しているか確認してください。（住民票等は、事前協議の実施日前3ヶ月以内のものを提出してください。）

イ 現場責任者

特定事業の現場に常駐する責任者の住所、氏名、連絡先（作業中でも連絡が取れる電話番号）を記載してください。

ウ 事業区域の位置、地目及び面積

土砂埋立て等の用に供する区域のすべての地番の地目、面積（筆数が多い場合は、地番一覧表（任意様式）を作成してください。）を記載してください。必ず土地の登記事項証明書、公図の写し等と一致しているか確認してください。

また、他法令等の規制に係る許可申請書等が添付されている場合は、その地番と一致しているか確認してください。

表4 事前協議に係る提出書類

提出書類			備考
1	事前協議書 (必要に応じて委任状も添付)	○	様式第1号(記載例参照)
2	搬入、搬出に関する計画書	○	様式第5号(許可申請書)別紙の事項1(記載例参照)
3	住民票	○	事業者が個人の場合(※3ヶ月以内に発行されたもの)
4	登記事項証明書	○	事業者が法人の場合(※3ヶ月以内に発行されたもの)
5	特定事業区域の周辺位置図	○	特定事業区域、進入路(公道から事業区域まで)を明示すること(地番を明示すること)
6	特定事業区域の現況を示す写真	○	特定事業区域を明示すること
7	土地及びその周辺の見取図	○	2,500分の1程度の周囲の状況がわかる地図(地番を明示すること)
8	土地の登記事項証明書	○	建物は除く(※3ヶ月以内に発行されたもの)
9	土地の公図の写し	○	(※3ヶ月以内に発行されたもの)
10	土地所有者の一覧	○	
11	特定事業区域及び周辺の平面図	○	方位、使用する土地の敷地境界、特定事業区域、特定事業区域への出入口、事務所等の位置を明示のこと
12	特定事業面積、使用土砂量の根拠書類	○	面積計算書(算出根拠図面要)、土量計算書(算出根拠図面要)一時たい積の場合は、最大たい積時の面積・土量計算書等
13	廃棄物の混入を防止する処置の内容を示す書類	○	様式第5号別紙の事項2 ※防止計画書を作成した場合は添付すること
14	土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止する措置を示す書類	○	様式第5号別紙の事項3 ※防止計画書を作成した場合は添付すること
15	粉じん、騒音、振動を防止する措置の内容を示す書類	○	様式第5号別紙の事項5 ※防止計画書を作成した場合は添付すること
16	排水施設による排水計画、排水施設の状況を示す平面図	○	開渠、暗渠、層内排水工、洪水調整池などの施設を記載。排水方向、水勾配を記載
17	排水の汚染状態を測定するための措置の内容を示す書類及び排水採取場所を示す平面図	○	様式第5号別紙の事項4
18	特定事業完了時の特定事業区域の構造を示す書類、平面図及び断面図	○	様式第5号別紙の事項6。一時たい積事業の場合は、最大たい積時の状況を示す図面を提出すること。
19	周辺地域の景観、自然環境との調和を図る措置の内容を示す書類	○	様式第5号別紙の事項7
20	説明会開催計画書	○	様式第2号
21	他法令による許可を証する書類 その他市長が必要と認める書類	○	林地開発許可証、宅造許可証、都計法開発許可証など

※様式とは、神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則に規定する様式をいう。

表5 関係法令等の適用状況等

関係法令等		関係課への 確認日	区域・行為 の該当	手続きの 必要性	申請又は 提出の日
許可不要	土地改良法第2条第2項に基づく土砂埋立て	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日
	土地地区画整理法第2条第1項に基づく土砂埋立て	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日
	都市再開発法第2条第1号に基づく土砂埋立て	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日
	港湾法第2条第5項第8号の野積場での土砂埋立て	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日
	産業廃棄物最終処分場における土砂埋立て	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日
他法令の 適合状況の 調査を要するもの	森林法第10条の2又は第34条第2項に基づく 許可行為(兵庫県神戸農林振興事務所)	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日
	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項または第30条第1項に基づく許可行為、または第27条第1項に基づく届出行為(建設局防災課、各建設事務所)	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日
	都市計画法第29条第1項又は第2項に基づく 許可行為(都市局都市計画課)	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日
	急傾斜地の崩壊による災害の発生の防止に関する 法律第7条第1項に基づく許可行為 (兵庫県神戸土木事務所)	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日
	砂防指定地管理条例第4条第1項に基づく許可行為 (兵庫県神戸土木事務所)	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日
	用途地域又は市街化調整区域 (都市局都市計画課)	月 日	用途地域： 市街化調整区域		
	緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例の緑地の 保存区域(建設局公園部計画課)	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日
	都市計画法の風致地区 (建設局公園部計画課)	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日
	自然公園法の国立公園 (環境省神戸自然保護官事務所)	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日
	砂防法により指定された土地の区域 (兵庫県神戸土木事務所)	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日
	地すべり等防止法の地すべり防止区域 (兵庫県神戸土木事務所)	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日
	共生ゾーン条例指定等に関する条例指定区域 (経済観光局農政計画課)	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日
	農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域 (経済観光局農政計画課)	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日
	神戸市農地の改良及び造成に関する指導要綱 (経済観光局農政計画課)	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日
	森林法第10条の8に基づく伐採届 (経済観光局農政計画課)	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日
	農地法 (農業委員会事務局)	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日
	洪水調整池 (建設局河川課、兵庫県神戸土木事務所)	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日
	文化財保護法 (文化スポーツ局文化財課)	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日
	土壌汚染対策法 (環境局環境保全課)	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日
	神戸市環境影響評価等に関する条例に基づく第1類 事業・第2類事業(環境局環境保全課)	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日
	太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例 (都市局都市計画課)	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日
	大気汚染防止法 (環境局環境保全課)	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日
	神戸市生物多様性の保全に関する条例 (環境局自然環境課)	月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日

エ 特定事業の目的

土砂埋立て事業、一時堆積事業等、特定事業の目的を記載してください。

なお、特定事業の目的が「残土処分」である場合は「土砂埋立て事業」と記載してください。

オ 特定事業の期間

特定事業を行う期間を記載してください。（土砂埋立事業の場合は最長5年、一時堆積事業の場合は最長1年です。）

カ 予定搬入土量

土砂埋立て事業に使用される土砂等の量を、平面図、断面図等を基に積算してください。一時堆積事業は最大堆積時の土砂等の量を記載してください。

キ 土砂採取予定場所

特定事業に使用される土砂等の主な採取場所を記載してください。

ク 特定事業完了後の土地利用計画

特定事業完了後の土地利用計画を記載してください。（太陽光発電、資材置き場、駐車場、福祉施設、集合住宅等）

ケ 工区分け

工区分けを必要とする場合は、備考欄に「工区分けを行う」と記載し、「工区分けの理由書」の添付、平面図、断面図等への工区分けの位置の記載をお願いします。ただし、工区設定は、特定事業区域の全体構造に支障がないように計画してください。

② 必要書類

ア 住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）

事前協議書の提出日前3ヶ月以内に発行したものを提出してください。

イ 事業区域の周辺位置図

特定事業の事業区域周辺の状況、埋立区域の概要が分かるものを提出してください。

ウ 事業区域の現況を示す写真

事業区域全体が明確に写っていることを確認してください。あわせて、写真撮影位置がわかる平面図を添付してください。

エ 事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し

特定事業の事業区域内すべての土地の登記事項証明書（3ヶ月以内に発行したものを）を提出してください。なお、事業区域が、公道に面さず私有地を通る必要がある場合は、当該私有地を含みます。

公図は、事業区域及びその隣接地を含むものとし、事業区域を朱書き等で明示の上、地目が記入されているもの（法務局名、作成年月日が記載されていること）を

提出してください。

オ 事業区域の土地所有者の一覧

事業区域のすべての地番、地目、面積、所有者の一覧表（任意様式）を提出してください。

カ 事業区域及びその周辺の平面図

1/250～1/1000 程度の図面（方位、事業区域の境界、事業区域への出入り口、土砂埋立て等の用に供する区域、事務所等の工作物を設置する場所を示したもの）を提出してください。なお、事業区域の境界は、隣地土地所有者と十分協議し、両者納得のうえで確定してください。また、事業区域が市街化調整区域の場合は、事務所等の建築制限がかかっているため、事前に所管部局（都市局指導課）に確認してください。

キ 特定事業に使用される土砂等の量（一時堆積事業にあつては、最大堆積時における土砂等の量）の計算書

特定事業に使用する土砂等の量が分かる資料を提出してください。具体的には、断面図の平均断面等から計算された特定事業に使用される土砂等の計算書で、断面の位置等が適切に取られているものを提出してください。

なお、事業区域に建築物や道路、側溝等を設ける場合には、これらの設置による土砂の搬出量を含めた土砂量の計算をしてください。

ク 廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置の内容を示す書類（様式第5号別紙利用可）

(ア) 監視員等

監視員の配置場所、配置人数を記載してください。

(イ) 土砂等の検査

展開検査の実施方法（廃棄物混入状況の確認方法、搬入車両の待機場所等）について記載してください。なお、規則第15条各号に定める検査方法に適合した内容としてください。

(ウ) その他の措置

廃棄物が混入していた場合の対応等を記載してください。

なお、廃棄物の混入を防止するため、別途計画書を作成した場合は、計画書も提出してください。

ケ 土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置の内容を示す書類（様式第5号別紙利用可）

(ア) 土砂等の採取場所である土地の利用状況の調査

土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するため、採取場所である土地の使用状況の調査方法、土砂等の検査方法等を記載してください。

具体的には、土地所有者や周辺の住民からの聞き取り、工場の有無・地下水汚染の有無についての採取場所を管轄する県・市町環境部局等への照会（過去の利局等への照会（過去の利用状況、汚染地域の指定の有無等）等）が考えられます。

(イ) 土砂等の検査

展開検査による色や臭気の確認、分析機関による有害物質の分析の実施等が考えられます。

(ロ) その他措置

土壤安全基準に適合しない土砂等が混入していた場合の対応等について記載してください。

なお、土壤安全基準に適合しない土砂等の使用防止に関して計画書を作成した場合は、計画書も提出してください。

コ 排水工その他の排水施設の構造を示す書類又は図面、配置の状況を示す平面図、排水の計画及び汚染状態を測定するための措置（様式第5号別紙利用可）及び排水を採取する場所を示す平面図

(ア) 排水の採取設備の設置

図面（1/500程度の平面図等）を作成し、設置場所を記載してください。

(イ) 汚染状態の測定時期

規則第16条第1項に規定する水質調査について、毎月測定する項目及び年1回測定する項目の測定時期を記載してください。

(ロ) その他の措置

水質調査の実施方法（例：測定する項目、測定の頻度等）について記載してください。

サ 特定事業の施工期間中における事業区域内から発生する粉じん、騒音及び振動を防止するために講ずる措置の内容を示す書類（様式第5号別紙利用可）

土砂埋立て作業や土砂運搬車両の走行等による粉じん、騒音、振動を防止するための措置を記載してください。粉じん等の発生を防止するための計画書を作成した場合は、計画書も提出してください。

シ 特定事業が完了した場合の事業区域の構造（一時堆積事業の場合は、最大堆積時の土砂等の堆積状況を示す断面図）及び特定事業を行う前の事業区域の構造を示す平面図及び断面図

土砂埋立て等の区域の構造については、盛土・平坦などの区別を具体的に記載してください。

事業区域内に設置した工作物については、擁壁・堰堤などの区別を具体的に記載してください。

ス 特定事業の施工中及び施工後の当該事業区域とその周辺地域の景観において、自然環境との調和を図るために講ずる措置を示す書類又は図書（様式第5号別紙利用可）

事業区域と周辺地域の景観に配慮する事項（住居や道路等からの隔離、森林や樹林帯の残地、高木等の植栽、植樹や緑地帯の確保等）を記載してください。緑化に関する計画を作成した場合は、その計画も提出してください。

セ 説明会の開催計画書（様式第2号）

説明会の開催予定日時、予定場所、開催周知の範囲・方法、説明者、対象戸数・対象者名等を記載した計画書を提出してください。

(3) 説明会の開催（条例第10条）

① 説明会の対象

説明会の対象範囲は、事業区域の面積等により次の範囲とし、建築物の全部若しくは一部を占有し、若しくは所有する者又は土地を所有する者とします。

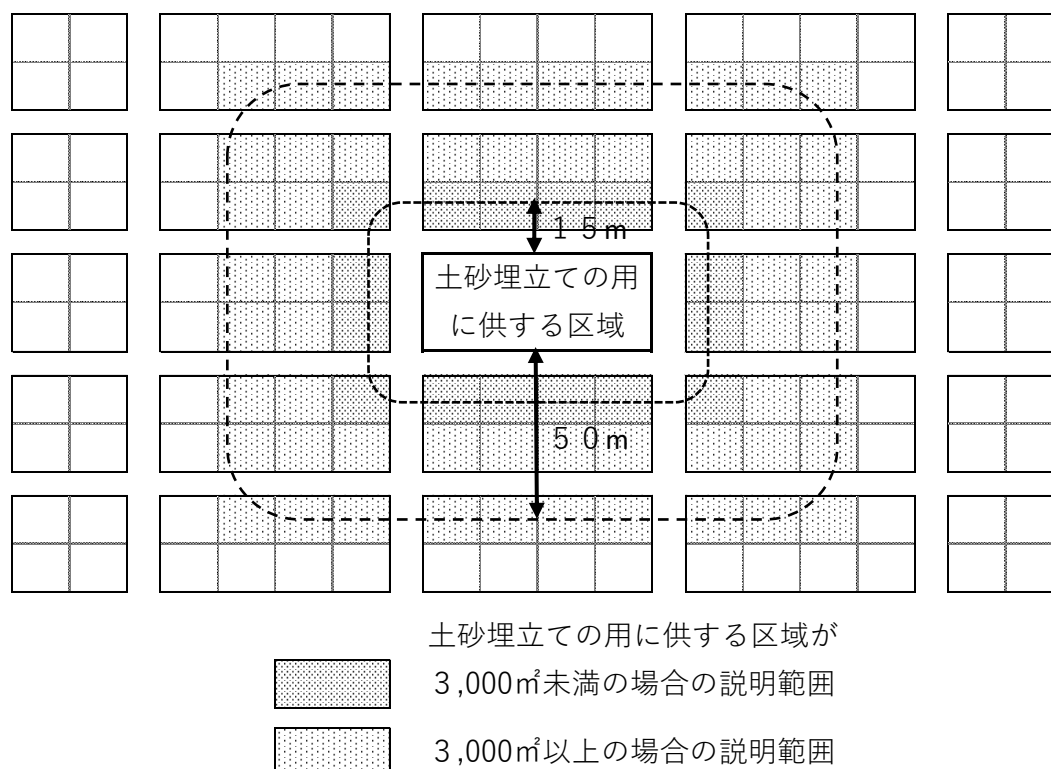
事業区域の面積	説明が必要な範囲
3,000 m ² 未満の場合	事業区域の境界から水平距離が15mの範囲内の住民及び自治会
3,000 m ² 以上の場合	事業区域の境界から水平距離が50mの範囲内の住民及び自治会

なお、特定事業の事業区域からの排水が流入する河川等の公共用水域の下流において、現に農業用水として取水している者及び土地改良区等の団体がある場合は、その者・団体にも説明を行ってください。

※公共用水域の下流の範囲

特定事業の事業区域から公共用水域に排出した排水が100倍以上希釈される地点までとします。この地点は、特定事業区域に時間降雨量126mmがあったと仮定し、流出係数0.9により流出した雨水が、同じ時間降雨量の状況で100倍希釈される地点をいいます。

説明の対象となる住民の範囲



② 説明会の開催方法

○周辺住民への説明は、原則として説明会の開催により行ってください。

○説明会の開催に当たっては、曜日・時間帯（1回は休日の夜間に開催するなど）に配慮し、複数回説明会を行うなど、より多くの住民が説明会に参加できるようにしてください。

○説明会の開催を周知する際に、戸別訪問による説明を希望する住民は、訪問を説明会に代えることができることとします。また、説明会を複数回開催したにもかかわらず、欠席者がいる場合は、戸別訪問による説明（不在の場合は資料の投函又は郵送）により説明会に代えることができることとします。

○市外の方については、電話番号が分かる方は、電話により説明を行ったうえで資料を郵送し、電話番号が分からない方は、説明書きを添えて住所地に資料を郵送することとします。

○説明は、事前協議書の記載内容及び添付資料の内容について、特定事業への理解が得られるよう丁寧な説明を行い、誠意を持って話し合いを行ってください。

○説明会終了後、説明会等開催結果報告書（様式第3号）に、議事録、説明会等で配布した説明資料、説明対象者の範囲を示した図書等を添付し、許可申請書時に提出してください。

（4）環境影響調査（条例第14条）

事業区域の一部又は全部が市街化調整区域で、事業面積が10,000㎡以上の場合は、事業区域及びその周辺地域における大気質、騒音、振動、水質及び自然環境の調査及び予測を行う環境影響調査が必要です。

環境影響調査の方法は次のとおりです。なお、詳細は、別途定める「環境影響調査実施要領」により実施してください。

① 事業区域及びその周辺地域における大気質、騒音、振動及び水質

廃棄物処理施設生活環境影響調査指針について（平成18年9月4日付環廃対060904002号・環廃産060904004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）別添廃棄物処理施設生活環境影響調査指針第3章に規定する方法に準じた方法

② 事業区域及びその周辺地域における自然環境（植物、動物及び生態系をいう。）

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第8条第1項の規定に基づく環境影響評価等技術指針に定める植物、動物及び生態系に係る調査及び予測の手法に準じた方法

③ 調査結果には、次の事項を記載し、許可申請書に添付してください。

ア ①・②に掲げる項目の現況及びその把握方法

イ 特定事業が①、②に掲げる項目に及ぼす影響の程度を分析した結果

ウ 生活環境及び自然環境を保全するために講じる措置の内容（分析の結果、生活環境及び自然環境を保全するための措置を講じる必要がある場合に限る。）

(5) 保証金の預託（条例第 32 条）

特定事業の適正な履行を保証するため並びに事業区域及びその周辺地域における生活環境及び自然環境の保全の確保等を保証するため、事業区域の面積が 50,000 m²以上、又は事業区域のうち、緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（平成 3 年 4 月条例第 2 号）第 4 条第 3 項に規定する緑地の保全区域若しくは同条第 4 項に規定する緑地の育成区域の面積が 25,000 m²以上の場合は、許可申請時に、保証金のための現金（以下「保証金」という。）を定期預金により預入していただく必要があります。

① 保証金の額

許可を受けようとする埋立て容量 1 m³あたり 1,100 円

② 預入方法

全額一括を基本としますが、申請者が個人又は中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者の方の場合は、1/2 を許可申請時に、残額を事業期間による分割で預入していただく方法も可能です。

③ 質権設定契約の締結

保証金を預入した後、この預金債権について市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結する必要があります。あわせて、この質権の設定につき、市に対抗要件を備えさせる必要があります。

④ 保証金の使途

保証金は、事業者が、特定事業を適正に行わなかったことにより、事業区域及びその周辺地域における生活環境及び自然環境の保全上支障が生じ、若しくは生ずるおそれがある場合、市が行政代執行法第 2 条又は第 3 条第 3 項の規定により、生活環境及び自然環境を保全するために講ずる措置に要する費用に充当します。

許可申請者は、保証金の使途を明らかにするため、市と協定を締結する必要があります。

なお、保証金の額が、措置に要した費用より少なかった場合には、残額についても負担していただく必要があります。

⑤ 質権設定契約の解除

許可を受けた特定事業を完了した場合、又は途中で廃止、許可を取り消された場合であって、生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去措置が図られている場合は、質権設定契約を解除し、保証金をお返しします。

また、保証金を使って、生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去措置を行った場合でも、残額がある場合は、質権設定契約の解除後、その残額をお返しします。

(6) 特定事業許可申請（条例第 12 条）

特定事業許可申請にかかる提出書類及び添付書類は以下のとおりです。

① 特定事業許可申請書（様式第 5 号）（申請者の押印は不要です。）

ア 特定事業に使用される土砂等の量

特定事業に使用される土砂等の量を、平面図、断面図等を基に積算してください。また、積算に使用した平面図、断面図等は、必ず添付してください。

あわせて、特定事業に使用される土砂等の主な採取場所並びに搬入及び搬出の計画、土地使用同意書の期間等と内容に矛盾がないかを確認してください。

イ 特定事業の期間

特定事業を行う期間を記載してください。なお、期間は、土砂埋立て事業の場合は最長 5 年、一時堆積事業の場合は最長 1 年です。それを超えて申請することはできません。

ウ 事務所その他特定事業の用に供する施設の設置計画及び位置

特定事業の用に供する施設（事務所、重機等の車両置き場、資材置場、展開検査場所等）の設置に関する計画、位置図等を作成し、提出してください。

また、市街化調整区域内に事務所を設置する場合の設置方法について、指導対象となりますので、ご注意ください。

エ 特定事業に使用される土砂等の主な採取場所並びに搬入及び搬出の計画

特定事業に使用される土砂等については、土砂等の性状ごとに採取場所又は搬出先、搬入量又は搬出量、搬入又は搬出をする期間を記入してください。

【土砂等の性状の例】砂利又は砂、砂質土、礫質土、粘性土

② 添付書類

事前協議で提出したア～スの書類のほか、以下の書類を添付してください。

ソ 説明会等開催結果報告書（様式第 3 号）

周辺住民等に実施した特定事業の計画内容等に関する、説明会の開催等の結果を記載して提出してください。

説明会を複数回開催した場合は、説明会ごとに作成してください。あわせて、説明会等で配布した資料、出席者の要望や意見、それに対する回答等を記した議事録を添付してください。

タ 特定事業に係る土地使用同意書（様式第 4 号）

特定事業の許可を受けようとする事業区域すべての土地所有者に対して、事前協議の際に提出した資料の内容を分かりやすく説明した上で、土地の使用に関する同意を得てください。なお、土地所有者がこの同意書に押印する印鑑は印鑑登録証明書（法人にあっては印鑑証明書）と同一のものとしてください。また、登記上の土地所有者が死亡している場合は、戸籍調査等により法定相続人を確定し（法定相続人の確定が困難な場合は、必要に応じて専門家（行政書士、司法書士等）に相談・依頼してください。）、すべての法定相続人から同意書を得てください。この場合、相続関係説明図、相続関係の根拠となる戸籍謄本も添付してください。

チ 土地所有者等の印鑑登録証明書（法人にあっては印鑑証明書）

印鑑登録証明書（印鑑証明書）が特定事業に係る土地使用同意書に押印されているものと同一かどうかを確認の上、提出してください。

ツ 誓約書（様式第6号）（申請者の押印は不要です。）

許可を受けようとする者（個人の場合であって、未成年者の場合は法定代理人、法人の場合は役員を含む。）及び現場責任者が条例第15条第1項第1号のアからキまでのいずれも該当しないことを誓約する書面を提出してください。

テ 許可を受けようとする者が法人の場合、直前3年の貸借対照表、損益計算書及び法人税に係る納税証明書（その1）

ト 許可を受けようとする者が個人の場合、資産に関する調書（様式第7号）、直前3年の所得税に係る納税証明書

ナ 特定事業の施工に要する経費に係る資金調達計画書（様式第8号）

許可を受けようとする特定事業に要する資金の調達計画を、工事別に記載してください。

（7）許可の基準（条例第15条）

特定事業の許可申請の内容が、以下の許可基準を満たしている場合、許可を行います。なお、許可に際して条件を付する場合がありますので、その内容についても、必ず遵守してください。

【許可の基準】

ア 許可を受けようとする者及び現場責任者が次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 条例第30条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る神戸市行政手続条例（平成8年3月条例第48号）第14条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる条件を有する者であるかを問わず、法人

に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しない者を含む。)

- (イ) 条例第44条から第46条までの規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (ウ) 暴力団員又は暴力団密接関係者（暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する者をいう。）
- (エ) 特定事業の施工に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (オ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）が(ア)から(エ)までのいずれかに該当するもの
- (カ) 法人であって、その役員のうち(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者があるもの
- (キ) (ウ)に該当する者がその事業活動を支配する者

イ 許可を受けようとする者が、申請に係る特定事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

ウ 条例第11条第1項の同意（第11条第2項の土地所有者の変更があった場合は、同条第3項の同意を含む。）を得ていること。

エ 特定事業の施工を管理するための事務所を設置し、当該事務所に現場責任者を常駐させること。ただし、一時堆積事業にあっては、この限りでない。

オ 廃棄物の土砂等への混入を防止するために、必要な措置が図られていること。

カ 土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために、必要な措置が図られていること。

キ 特定事業が施工されている間において、事業区域以外の地域への排水の汚染状態を測定するために、必要な措置が図られていること。

ク 特定事業が施工されている間において、事業区域及びその周辺における粉じん、騒音及び振動を防止するために、必要な措置が図られていること。

ケ 特定事業の施工中及び施工後の土地利用について、事業区域とその周辺地域の景観の調和を図るために、必要な措置が図られていること。

コ 条例第32条第1項の規定により保証金を預入しなければならない場合にあっては、同条第3項の規定による手続を終えていること。

【留意事項】

- 都市計画法第29条第1項もしくは第2項の許可を要する行為について、事業区域とその周辺地域の景観の調和を図るために必要な措置が図られている場合は、上記のケの規定は、適用しません。
- 一時堆積事業については、上記のケの規定は、適用しません。

(8) 許可後

① 土砂等搬入届 (条例第 18 条)

土砂等を搬入しようとするときは、事前に土砂等採取場所ごとに土砂搬入届 (様式第 11 号)、土砂等採取場所証明書 (様式第 12 号) 及び土壌安全基準に適合していることを証する書面 (分析機関が発行した計量証明書) を提出してください。(条例第 18 条・条例施行規則第 12 条)

② 搬入搬出管理簿の作成 (条例第 19 条)

許可を受けた事業区域における土砂等の搬入又は搬出の状況について以下の事項について搬入搬出管理簿 (様式第 13 号) を作成し記録してください。

ア 搬入又は搬出を行った日

イ 土砂等の採取場所及び搬入量

搬入搬出管理簿は、条例第 21 条に基づき実施した搬入土砂の検査結果を報告する際、添付していただくようお願いいたします。また、搬入搬出管理簿は、事業完了の翌年度の初日から起算して5年間保管してください。

一時堆積事業の場合は上記の項目に加えて、搬出する場合の土砂等の搬出先の事業場等の名称及び搬出量、土砂等の保管量を記録してください

③ 標識の掲示等 (条例第 20 条)

特定事業を施工している間、以下の事項を記載した標識 (様式第 14 号。大きさは縦 70 cm 以上、横 90 cm 以上) を事業区域の見やすい場所に掲示してください。

あわせて、特定事業の事業区域とそれ以外の地域との境界に、境界を明らかにする表示 (囲い、杭等) を行ってください。

ア 許可を受けたものの氏名又は名称

イ 事業区域の位置及び面積

ウ 許可年月日及び許可番号

エ 特定事業を行うものの住所又は所在地及び連絡先

オ 特定事業の目的

カ 特定事業の施工期間

キ 土砂等の主な採取場所及び搬入予定量 (一時堆積事業の場合は、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量)

④ 搬入土砂の検査・報告（条例第 21 条）

特定事業の事業区域内に土砂等を搬入しようとする際は、すべての土砂等に廃棄物や土壌を汚染するおそれがある物の混入、付着がないか、検査（展開検査）する必要があります。

検査は、搬入しようとする土砂を重機等により攪拌して確認してください。なお、確認している間は、搬入車両は現場に待機させておいてください。

検査をした結果は、連続する 3 月ごとに搬入土砂検査結果報告書（様式第 15 号）をとりまとめ、報告する期間と合致した搬入搬出管理簿を添付して、提出してください。

⑤ 水質調査（条例第 22 条）

特定事業で使用した土砂による事業区域以外の地域への排水の汚染状況を確認するため、事業開始直後（土砂搬入前）に、条例施行規則別表第 2（水質基準）（表 6 参照）の左欄に掲げる項目について水質調査を行い、以後年 1 回以上（特定事業の期間が 1 年未満の場合は、その期間中に 1 回以上）水質調査を行ってください。

また、別表第 2 の左欄に掲げる項目のうち、以下の項目については、月 1 回以上調査を行ってください。調査の結果、基準を超過した場合は、直ちに市長に報告するとともに、同表に掲げるその他すべての項目についても、調査を行ってください。

※月 1 回以上水質調査を行う項目

鉛及びその化合物、 砒素及びその化合物、 ほう素及びその化合物、
ふっ素及びその化合物

水質調査は、別表第 2 の左欄に掲げる項目ごとに、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）別表第 1 及び第 2 の上欄に掲げる物質ごとに、それぞれ排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号）の規定に準じて行ってください。

その結果を水質調査結果報告書（様式第 16 号）に、土壤汚染対策法第 3 条第 1 項に規定する環境大臣が指定する者又は計量法第 107 条の規定による登録を受けた者が発行した水質調査の結果を証明する書類を添付し、調査実施後、1 月以内に報告してください。

なお、市街化区域において、都市計画法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項の許可を受けて行う特定事業の場合、特定事業期間中の水質調査の実施、報告の必要はありません。

⑥ 申請書等の公開（条例第 23 条）

特定事業の期間中、特定事業許可申請書（様式第 5 号）及び条例施行規則で定める書類、搬入土砂検査結果報告書（様式第 15 号）、水質調査結果報告書（様式第 16

号) を、インターネットの利用や紙媒体による閲覧等により公開しなければなりません。

なお、個人情報等（神戸市情報公開条例第 10 条第 1 号、第 2 号に該当する情報）については、公開しないようにしてください。

(公開できない情報)

○プライバシー情報（特定の個人が識別される（又は識別されうる）情報）

○法人等情報（公にすることで、法人等の社会的評価、名誉、社会活動の自由等が損なわれる情報）

表6 【規則別表第2 水質基準】

有害物質の種類（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条各号に規定する物質）	排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第1条に基づく排水基準（ミリグラム／リットル）
カドミウム及びその化合物	0.03
シアン化合物	1
有機 ^{りん} 化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1
鉛及びその化合物	0.1
六価クロム化合物	0.5
砒素及びその化合物	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1, 2-ジクロロエタン	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	1
1, 2-ジクロロエチレン	シス体：0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06
1, 3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	0.1
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 10、海域に排出されるもの 230
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 8、海域に排出されるもの 15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に10分の4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100
1, 4-ジオキサン	0.5

(9) 完了届（条例第 25 条）

特定事業を完了したときは、下記の書類を添付し、遅滞なく、特定事業完了届（様式第 18 号）を提出してください。

- ① 特定事業を完了したときの事業区域の構造を示す平面図及び断面図
- ② 特定事業を完了したときの事業区域の状況を示す写真
- ③ 特定事業を完了したときに実施した自然環境の保全上の支障を除去するために講じた措置の内容を示す書類及び図書
- ④ 水質調査結果報告書（様式第 16 号）
特定事業完了の直前（届出提出前 概ね 1 か月以内）に、条例施行規則別表第 2（水質基準）の左欄に掲げる項目について実施した水質調査の結果（分析機関が発行した計量証明書を添付すること）
- ⑤ 宅地造成及び特定盛土等規制法または都市計画法の工事完成検査済証の写し

(10) 変更許可（条例第 16 条第 1 項）

許可申請書に記載した下記の事項（条例第 12 条第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号から第 14 号）を変更する場合は、変更許可申請書（様式第 9 号）（申請者の押印は不要です。）を提出してください。

なお、変更許可を受けようとする場合は、特定事業の当初許可を受ける場合と同様、周辺住民等への説明会等の開催（条例第 10 条）、土地所有者からの同意の取得（条例第 11 条（ただし事業区域を変更する場合で、かつ、新たに増えた地番の土地所有者に限る））、環境影響調査の実施（条例第 14 条）（事業区域の一部又は全部が市街化調整区域であって、事業区域の面積を変更する場合に限る。）等は必要です。

- ① 特定事業の事業区域の位置及び面積
- ② 特定事業に使用される土砂等の量
- ③ 特定事業の期間
- ④ 廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置
- ⑤ 土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置
- ⑥ 特定事業が行われている間において、事業区域以外の地域への排水の汚染状態を測定するために講ずる措置
- ⑦ 特定事業が行われている間において、事業区域内から発生する粉じん、騒音及び振動を防止するために講ずる措置
- ⑧ 特定事業が完了した場合の事業区域の構造（他の場所への搬出を目的として土砂埋立て等を行う特定事業（以下「一時堆積事業」という）にあつては、一時堆積事業が行われている間の事業区域の構造）

- ⑨ 特定事業の施工中及び施工後の当該事業区域とその周辺の地域の景観において、自然環境との調和を図るために講ずる措置

【保証金の預託について】

当該変更許可により、特定事業の区域の面積が 50,000 m²（緑地の保全区域、育成区域の場合は 25,000 m²）を超えることとなる場合は、条例第 32 条第 4 項の規定により、新たに保証金の預託が必要となります。従前の特定事業の許可を受けた時期により、保証金の預託が必要な対象が異なることに注意してください。

・ 条例施行前（兵庫県条例に基づく許可）に許可を受けていた場合

⇒従前の特定事業の区域の面積分については、保証金の預託の必要はありません。新たに変更許可を受けようとする面積分のみ保証金の預託が必要となります。

・ 条例施行後に許可を受けていた場合

⇒従前の特定事業の区域の面積分も含めて、保証金の預託が必要となります。

(11) 変更届（条例第 16 条第 3 項）

許可申請書に記載した下記の事項（条例第 12 条第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 7 号）を変更した場合は、特定事業軽微変更届（様式第 10 号）を提出してください。

- ① 氏名及び住所（法人にあっては、名称、その代表者及び氏名、主たる所在地）
- ② 現場責任者の氏名及び住所
- ③ 事務所その他特定事業の用に供する施設の設置計画及び位置
- ④ 特定事業に使用される土砂等の主な採取場所並びに搬入及び搬出の計画

(12) 譲受け（条例第 26 条）

特定事業の全部を譲り受けようとする場合は、特定事業譲受け許可申請書（様式第 19 号）により許可を受ける必要があります。

譲受けの許可を受けようとする場合も、条例第 9 条から第 15 条の規定に基づく手続き（事前協議等）が必要です。

譲り渡しを行う者が条例第 32 条第 1 項に基づく保証金の預託を行っている場合は、譲り受ける者が、新たに条例第 32 条各項に基づく保証金の預託に係る手続きを行う必要があります。この場合、譲り渡しを行うものから預託された保証金は譲受けの許可後にお返しします。

(13) 相続等（条例第 27 条）

相続、合併、分割があった場合は、特定事業相続等届出書（様式第 20 号）に、必要書類を添付して提出してください。

あわせて土地所有者にも、相続等を行った旨を通知（通知方法は問いません）してください。

(14) 廃止届（条例第 24 条）

特定事業を事業途中で廃止したときは、下記の書類を添付し、特定事業廃止届（様式第 17 号）を提出してください。

- ① 廃止時の事業区域の構造を示す平面図及び断面図
- ② 廃止時の事業区域の状況を示す写真
- ③ 自然環境の保安上の支障を除去するために講じた措置の内容を示す書類及び図面
- ④ 水質調査結果報告書（様式第 16 号）

特定事業廃止の直前（届出提出前 概ね 1 か月以内）に、条例施行規則別表第 2（水質基準）の左欄に掲げる項目について実施した水質調査の結果（分析機関が発行した計量証明書を添付すること）

なお、予定していた土砂搬入が全くない状態で事業が完了した場合も、廃止届を提出してください。この場合、③～④の書類は添付不要ですが、土砂搬入が不要となった理由を示す書類の添付が必要です。

7. その他

(1) 関係書類等の保存（条例第 31 条）

特定事業の許可を受けたものは、特定事業の完了及び廃止の届出日又は取消し通知を受けた日から 5 年間、提出した書類及び図面の写しの保存をしてください。

土砂の搬入搬出管理簿は、事業完了の翌年度の初日から起算して 5 年間保管してください。

(2) 改善勧告（条例第 28 条）・措置命令（条例第 29 条）

許可基準及び許可条件に違反した場合は、改善勧告を、環境保全上の緊急性が発生する場合は、措置命令を発出することがあります。

(3) 報告徴収（条例第 40 条）・立入検査（条例第 41 条）

苦情発生時や不法投棄、環境保全上の支障のおそれがあるとき、必要に応じて報告徴収・立入検査を行います。

(4) 公表等（条例第 42 条）

この条例に基づく命令、許可の取消し又は規定に違反したことを理由とする告発を行った場合は、命令等の内容、氏名等を公表することができ、原則公表します。

(5) 罰則（条例第 44 条～第 46 条）

この条例に基づく命令等に違反した場合は、罰則を受けることになります。